



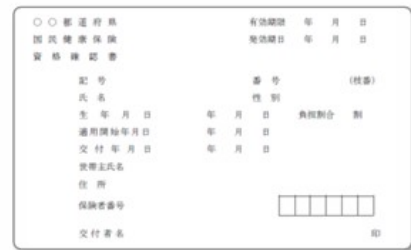
トピックス

令和6年12月2日より健康保険証が廃止となります！

みなさまもうすでにご存じのとおり、令和6年12月2日以降は新規（入社やお子さんの誕生等）に発行されません。以後はマイナンバーカードの保険証利用登録を行い使用いただくこととなりますが、マイナ保険証をお持ちでなくても**資格確認書**によりこれまで通り医療にかかることができます。

※現行の健康保険証をお持ちの方は、最長1年間（令和7年12月1日まで）使用できます。

<イメージ>



※ 保険者によって様式・発行形態が異なります
※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、現行の健康保険証の有効期限（令和7年12月1日）がきれる前に「資格確認書」を申請によらず無償で交付されます（届きます）。
- マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方（高齢者、障害者等）は、申請いただくことで、資格確認書を無償交付されます（更新時の申請は不要）。
- 後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の方）は、2025年7月末までの暫定的な運用として、現行の健康保険証が失効する方に資格確認書が申請によらず無償で交付されます（当分の間、申請不要）。

マイナ保険証で受診するメリット



1. よりよい医療が受けられる！

特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなる。
薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
旅行先や災害時でも薬の情報等が連携される（※本人が同意した場合）。

2. 各種手続きも便利・簡単に！

マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単。
医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できる。
高齢受給者証の持参も不要に。

3. 医療費の節約

※患者負担は下記金額の2割又は3割

	初診料	再診料（3ヶ月に1回）	調剤
マイナ保険証利用	10円	10円	10円
従来の保険証利用	30円	20円	30円

マイナンバーカードの電子証明書の更新手続きについて

- マイナンバーカードに書き込まれた**電子証明書には5年（年齢を問わず発行日から5回目の誕生日まで）の有効期限**があります。
- 有効期限が過ぎた場合には、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付・健康保険証等に使用できなくなります**ので、**お住いの市区町村の窓口で更新手続きを行う必要があります**のでご注意ください。
※更新にかかる費用は無料です。
- 電子証明書のみ有効期限が過ぎた場合でも、対面の本人確認書類としては使用できます。
※ただし、**マイナンバーカード自体にも有効期限があり、発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目の誕生日）まで**です。このマイナンバーカード自体の有効期限が切れた場合、対面等での本人確認書類として使用できない可能性もありますのでご注意ください。
- 有効期限を迎える方に対して、**有効期限の2~3ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付**されます。

本人が更新手続きをする場合

- ①右記の持ち物を持って、お住まいの市区町村窓口へ
- ②窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込みます

更新にはカード交付時に設定した暗証番号が必要です

- 署名用電子証明書………6~16桁の英数字
- 利用者証明用電子証明書……4桁の数字
- 住民基本台帳用……4桁の数字

※暗証番号を控えた用紙等があればお持ちいただくとスムーズです。
※暗証番号をお忘れの場合は窓口で再設定ができます。
※顔認証マイナンバーカードへの設定の切り替えを希望される方は、市区町村窓口でお申し出ください(★)。

③更新手続きが完了

持ち物



マイナンバーカード



有効期限通知書

※お忘れでも手続可能です



顔写真は不要です

注意事項

- ・市区町村の窓口で電子証明書更新申請書をご記入いただきます。
- ・電子証明書は、オンラインで確実な本人確認を行えるものであり、発行には対面での厳格な本人確認が必要なことから、市区町村又は市区町村が指定する郵便局の窓口でのみ更新できます（スマートフォン、パソコンによる申請はできません）。
- ・更新手続きは予約制となっている市区町村もありますので、ホームページ等でご確認ください。
- ・更新当日は、健康保険証、コンビニ交付等のサービスを利用できない場合があります。また、e-Tax等、更新当日に利用できないサービスもありますので、各サービスの利用案内等をご確認ください。

出典：総務省・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）「電子証明書の更新手続き」

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL：082-293-8102

FAX：082-293-8104



E-mail : info@jinji-fuku.jp

URL : <http://www.jinji.fuku.jp>